

新潟市子ども・子育て支援事業計画 構成（案）

※国の基本指針を基にした、現時点で考えられるおおよそのイメージ

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（1）計画策定の背景と目的

○これまでの取り組みや新制度の説明、法的根拠などを記載

（2）計画期間

○平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

（3）計画の対象

○妊娠期から乳幼児期を経て学童期を主とした、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭及びその子ども・家庭に関わるすべての個人・団体

※施策の内容によっては対象とする子どもの年齢は異なる。

（4）計画の位置づけ

○他の行政計画などとの関係について記載

2 子どもと子育てをとりまく現状

○本市の人口、出生数の推移、就業状況、家庭の状況のほか、主な子育て支援サービスの状況などを記載

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

○子ども・子育て支援に関する法律の目的、国の基本指針における「子ども・子育て支援の意義」や「すこやか未来アクションプラン（新潟市次世代育成支援対策行動計画）など」の基本理念などを踏まえて検討

2 基本方針

○基本理念を実現するための方針、施策分野を記載

第3章 事業計画（※実際には計画の体系に応じて基本施策ごとに記載）

1 教育・保育提供区域の設定

○行政区8区を想定

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【イメージ】

	27年度				28年度				29年度				
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0歳 保育の必要性あり	1-2歳 保育の必要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	300人	100人	200人	300人	300人	100人	200人	300人	300人	100人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	300人	50人	100人	300人	300人	70人	140人	300人	300人	70人	140人
	地域型保育事業			10人	20人			20人	40人			30人	60人
②-①	0	0	▲40人	▲80人	0	0	▲10人	▲20人	0	0	0	0	

※満3歳未満の子どもの保育利用率も記載

※市全域及び区域ごとに記載

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【イメージ】

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0
放課後児童クラブ	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※各事業ごとに記載

※市全域及び区域ごとに記載

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保の内容

○認定こども園の普及に係る基本的な考え方（及び政令市に認可権限がある幼保連携型認定こども園の区域ごとの目標設置数及び設置時期）

○教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策

○教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

○認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との連携の推進方策

（○政令市に認可権限がある幼保連携型認定こども園、保育所の需給調整に関する事項）

- 5 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
○産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援等
や教育・保育施設の計画的な整備等、市の実情に応じた施策
- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策
との連携
○児童虐待防止対策
○社会的養護体制
○ひとり親家庭の自立支援
○障がい児施策
※政令市が実施する業務については必須記載事項
- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な
雇用環境の整備に関する施策との連携

第4章 事業計画達成状況の点検および評価の方法